

出先機関改革に係るアクション・プラン（ハローワーク）の進捗状況について

1. ハローワーク特区について

ハローワークについては、「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」（平成22年12月28日閣議決定）（別添1）に基づき、国が行う無料職業紹介等と地方の業務を一体的に実施する取組を全国的に進めている。

さらに、平成23年12月26日の地域主権戦略会議（議長・内閣総理大臣）で了承された「出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針」（別添2）において、「特区制度を活用して、試行的に、東西1か所ずつハローワークが移管されているのと実質的に同じ状況を作り、移管可能性の検証を行う（仮称 ハローワーク特区）。具体的な内容は、国と地方が協議して決定する。」とされた。

ハローワーク特区は、埼玉県及び佐賀県から提案（別添3）があり、本年5月7日、地域主権戦略会議の下ハローワークチーム（厚生労働省では津田厚生労働大臣政務官がメンバー）で提案のとおり、枠組みが合意された。また、同日ハローワークチームでは、次の合意がなされた。

- ・ この特区の枠組みに沿って厚生労働省は所要の措置を講じること。
- ・ 特区の対象となるハローワークは、ハローワーク浦和とハローワーク佐賀であること。
- ・ それぞれの特区における具体的な取組みの内容について、厚生労働省は埼玉県及び佐賀県とよく詰めること。
- ・ ハローワーク特区の事業開始は、平成24年10月を目途とすること。

特区の枠組みは雇用対策法施行規則等に位置づけることとしており、省令案の要綱等について、厚生労働大臣より7月4日に諮問され、7月5日の第86回職業安定分科会において「妥当」との結論に至り、答申がなされている（別添4）。

2. 国と地方の一体的実施について（別添5）

国と地方の一体的実施については、地方自治体に対して一体的実施の提案募集を行い、7月19日時点で29道府県54市区町から一体的実施の提案があり、そのうち26道府県34市区において事業を開始している（別添6）。

「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」（平成22年12月28日閣議決定）

国のかたちを変えて、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ね、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるよう出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲すること等により、出先機関改革を下記のとおり進める。

記

2 地方自治体が特に移譲を要望している事務・権限については、次のように整理する。

(3) 公共職業安定所(ハローワーク)

利用者である地域の住民の利便性を向上させる観点から、まずは、希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介、雇用保険の認定・給付等の事務と地方が行う無料職業紹介、職業能力開発、公営住宅、福祉等に関する相談業務等が、地方自治体の主導の下、運営協議会の設置などにより一体的に実施され、利用者の様々なニーズにきめ細かく応えることが可能となるよう、所要の措置を講ずることとする。その際、国は地方自治体からの特区制度等の提案にも誠実に対応することを基本とし、国の求人情報等の地方自治体への提供等当該一体的な実施の具体的な制度の内容については、地方自治体の実情に応じて、国と地方自治体が協議して設計する。

上記について速やかに着手し、当該一体的な実施を3年程度行い、その過程においてもその成果と課題を十分検証することとし、広域的实施体制の枠組みの整備状況も踏まえ、地方自治体への権限移譲について検討することとする。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。

出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針（第15回地域主権戦略会議（H23.12.26）了承）

「出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲」については、現在の取組を継続。その他の3課題については、全ての取組のベースである「アクション・プラン」を、百かゼロかということではなく、少しでも前進させるよう、取組を強化。

「アクション・プラン」の課題	取組状況
出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲	来年の通常国会への法案の提出に向け最大限努力。
「アクション・プラン」の課題	今後の取組方針
直轄道路・直轄河川	直轄道路・直轄河川チーム会合を開催するなどにより、具体的に動かしていく案を検討する。
ハローワーク	知事会の協力も得て、 <u>国・地方の一体的取組を全国的に進める。</u> <u>同時に、特区制度を活用して、試行的に、東西1か所ずつハローワークが移管されているのと同質的に同じ状況を作り、移管可能性の検証を行う（仮称：ハローワーク特区）。具体的な内容は、国と地方が協議して決定する。</u>
共通課題（その他の一都道府県内完結事務）	各府省が移譲できるとする「A-a」事務と知事会が自由度向上につながるとして特に先行的に移管を求める3事務の両方を検討のテーブルに乗せて議論を進める。 3事務については、知事会が移譲できるとする理由や効果についても十分検討する。

ハローワーク特区

埼玉県・佐賀県
からの提案

- 厚生労働大臣と県知事がハローワーク特区協定を締結する。
- 厚生労働省令(雇用対策法施行規則)で、このような協定を締結できる旨などを規定する。

〇〇県知事

協定(ハローワーク特区協定)

厚生労働大臣

(協定の主な内容)

- 県知事は労働局長に対し、ハローワーク〇〇の業務に関し必要な指示をすることができる。
- 指示は、法令・予算に反するなど合理的な理由がない限り、事業の実施に当たり反映。
- 県知事は、労働局長が指示に合理的な理由なく従わない場合には、厚生労働大臣に対し、労働局長が県知事の指示に従うように要請することができる。

〇〇県知事

指揮監督

雇用労働対策
職業能力開発
障害者就職支援
生活保護 など

協定に基づく指示

(指示により今後実現する内容)

- 国と県の職員の人事交流等
- 求人情報提供端末の配置
- 若年者就職支援の強化
- 障害者就労支援の強化
- 福祉事務所での就職支援の強化
- 効果的な職業訓練の実施
- 企業向けサービスの向上 など

今後要調整

〇〇労働局長

指揮監督

ハローワーク〇〇

職業紹介
職業訓練受講指示
雇用保険
事業主指導 など

連携・協力

(業務を円滑に遂行するための事務レベルの会議を設置)

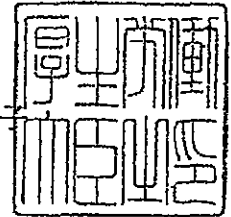
厚生労働省発職0704第1号

平成24年7月4日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 小宮山洋子



別紙「雇用対策法施行規則の一部を改正する省令案要綱」及び「雇用対策法
施行規則附則第九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める都道府県知事
を定める告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用対策法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 都道府県知事との協定の締結等

一 厚生労働大臣は、当分の間、試行的に、都道府県知事（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下同じ。）と、当該都道府県内に所在する一つの公共職業安定所（以下「協定公共職業安定所」という。）の業務に関する事項について、当該都道府県の都道府県労働局長（以下「協定都道府県労働局長」という。）が必要な措置を講ずること等により、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と都道府県の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるようにするための協定を締結するものとする。

二 都道府県知事は、一の協定の実施のために必要があるときは、その必要な限度において、協定都道府県労働局長に対し、協定公共職業安定所の業務に関する事項について必要な指示をすることができるものとする。

三 協定都道府県労働局長は、二の指示の内容について、法令又は予算に違反する場合その他の当該指示の内容について協定公共職業安定所の業務に反映させない合理的な理由がある場合を除き、当該業務に

反映させるよう必要な措置を講ずるものとする。

四 都道府県知事は、三の場合に該当しないと認める場合であつて、協定都道府県労働局長が二の指示の内容について三の措置を講じないときは、厚生労働大臣に対し、協定都道府県労働局長に対して当該指示の内容について三の措置を講ずるよう命ずることを要請することができるものとする。

第二 施行期日

この省令は、平成二十四年十月一日から施行するものとする。ただし、第一の一については、公布の日から施行するものとする。

雇用対策法施行規則附則第九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める都道府県知事を定める告

示案要綱

雇用対策法施行規則附則第九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める都道府県知事は、埼玉県知事及び佐賀県知事とすること。



労審発第668号

平成24年7月5日

厚生労働大臣

小宮山洋子 殿

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄



平成24年7月4日付け厚生労働省発職0704第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった「雇用対策法施行規則の一部を改正する省令案要綱」及び「雇用対策法施行規則附則第九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める都道府県知事を定める告示案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成24年7月5日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

労働政策審議会職業安定分科会

分科会長 大橋 勇雄

「雇用対策法施行規則の一部を改正する省令案要綱」及び「雇用対策法施行規則附則第九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める都道府県知事を定める告示案要綱」について

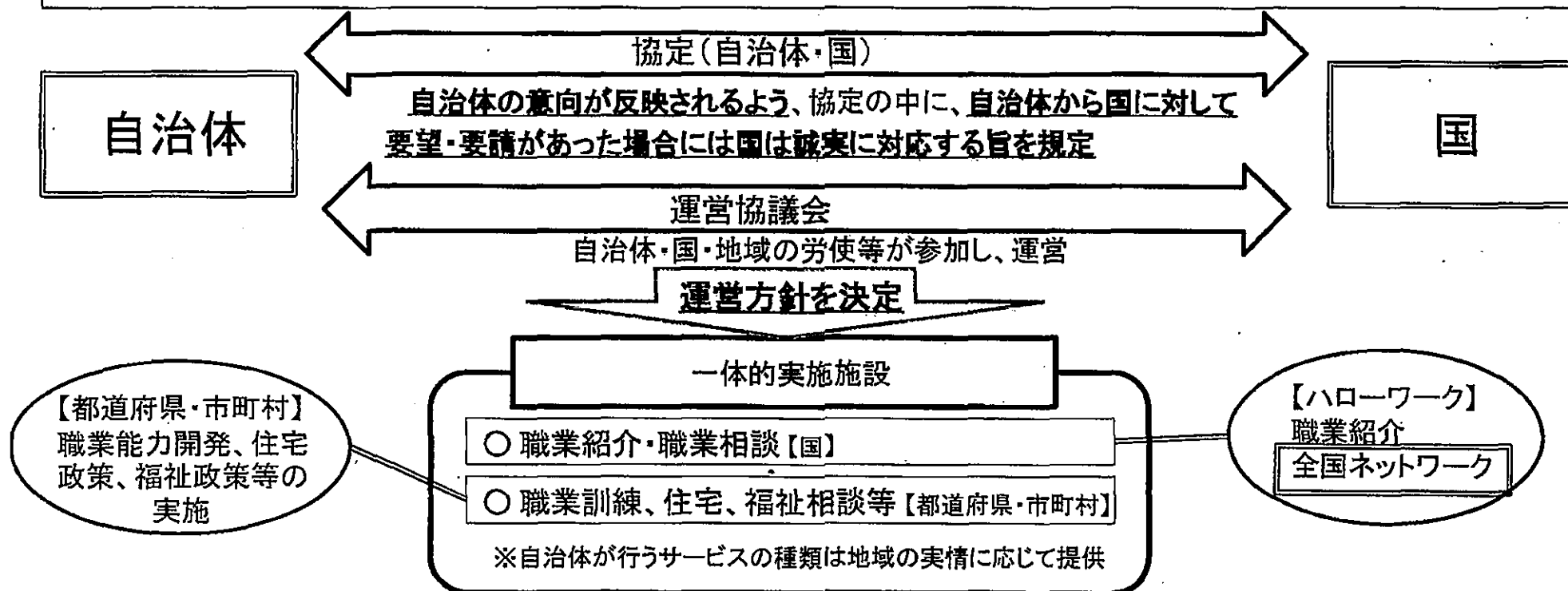
平成24年7月4日付け厚生労働省発職0704第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。

一体的実施について

- 「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」(平成22年12月28日閣議決定)に基づき、一体的実施を推進
- この事業は、希望する自治体において、国が行う無料職業紹介等と自治体が行う業務を一体的に実施するもの
- 一体的実施は、①自治体の提案に基づき、国と自治体が協議して内容を決定し、協定の締結等により実施に移すこと、②利用者のニーズに応えられるよう運営協議会を設置することなど、自治体主導でハローワークと一体となったさまざまな工夫が行える新しい事業



◎ 各事業は、協定や運営協議会の運営方針を踏まえ、それぞれの実施主体が責任をもって実施

アクション・プランを実現するための提案募集（ハローワーク関係）の状況について

1. 提案のあった地方自治体

(H24.7.19現在)

都道府県;43 市区町村;56

2. 提案の状況

(1)提案の実現に向け提案した地方自治体と厚生労働省とで直接協議を開始しているもの及び既に具体的に提案に沿った事業を開始したもの。(26道府県34市区(四角囲みの自治体)は既に事業を実施。3県20市区町と直接協議中。)

都道府県(29道府県)(※提案の一部)

北海道	青森県	岩手県	千葉県	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県
滋賀県	京都府	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	広島県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	長崎県
熊本県	大分県	沖縄県										

市区町村(54市区町)

札幌市	函館市	旭川市	北見市	弘前市	仙台市	さいたま市	川崎市	川口市	秩父市	所沢市	鴻巣市	志木市	寄居町
千葉市	新宿区	墨田区	品川区	中野区	杉並区	相模原市	綾瀬市	新潟市	北杜市	須坂市	岐阜市	大垣市	
高山市	静岡市	浜松市	名古屋市	岡崎市	豊田市	大府市	湖南市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	西宮市	宝塚市
川西市	江津市	岡山市	倉敷市	井原市	総社市	瀬戸内市	広島市	北九州市	福岡市	久留米市	佐賀市	鳥栖市	

※上記の提案のうち「下線」の自治体(2県15市区町)は受諾通知を发出し、事業の実施に向けて準備中。

(2)(1)以外の提案

都道府県(43都道府県)(※(1)の対象となる29道府県の提案部分は除く)

市区町村(4市) 横浜市、川崎市、新潟市、浜松市

<参考:提案自治体一覧> ※「下線」の自治体は第3次募集に応じ提案したもの。

都道府県(43都道府県)

北海道、青森県、岩手県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県

市区町村(56市区町)

札幌市、函館市、旭川市、北見市、弘前市、仙台市、さいたま市、川崎市、川口市、秩父市、所沢市、鴻巣市、志木市、寄居町、千葉市、新宿区、墨田区、品川区、中野区、杉並区、横浜市、川崎市、相模原市、綾瀬市、新潟市、北杜市、須坂市、岐阜市、大垣市、高山市、静岡市、浜松市、名古屋市、豊田市、岡崎市、大府市、湖南市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、西宮市、宝塚市、川西市、江津市、岡山市、倉敷市、井原市、総社市、瀬戸内市、広島市、北九州市、福岡市、久留米市、佐賀市、鳥栖市

所沢市(埼玉県)の一体的実施

平成23年9月1日事業開始

別添7

市役所庁舎内に「福祉・就労連携コーナー」を開設し、市とハローワークによる生活困窮者に対する一体的支援等を実施

市

福祉サービス、相談の実施等



国

職業紹介・職業相談の実施等

① 事業内容

- ・生活保護受給者、住宅手当受給者、母子家庭の母等の生活困窮者に対する支援
- ・若年者向けの合同面接会の開催

② 協定・事業計画

- ・所沢市長と埼玉労働局長の間で協定(*)を締結
- ・数値目標を盛り込んだ事業計画を所沢市と埼玉労働局の間で策定

* 協定の実施等について相互に要望することができ、出された要望には誠実に対応する旨を規定

③ 運営協議会

- ・所沢市職員、埼玉労働局職員、労使団体代表者をメンバーとする運営協議会を設置(所沢市長が会長)

市役所の福祉窓口の隣に「福祉・就労連携コーナー」を設置。市と国の職員が連携しつつ、市役所に訪れる市民に対する福祉から就労までの支援をワンストップで実現

(1) 実施体制

市

- ・就労支援員1名、ナビゲーター1名を配置

国

- ・就職支援ナビ1名
職業相談員1名を配置
- ・求人情報提供端末2台、
職業紹介端末 2台を配置

(2) 事業目標と取組状況(23年度)

	事業目標	取組状況(平成24年3月末時点)
生活困窮者に対する 就職支援	◇36人以上の就職 (うち24人以上が紹介就職)	◇就職者数(そのうち紹介就職によるもの) 9月 2人 (2人) 10月 13人 (9人) 11月 8人 (5人) 12月 10人 (7人) 1月 9人 (8人) 2月 14人 (11人) 3月 19人 (12人) 合 計 75人 (54人)
	◇合同面接会、職場見学会、セミナーをそれぞれ1回以上実施	◇開催状況 ・若年者就職面接会 :9/14、12/14 ・介護就職面接会 :9/20、11/29
若年者に対する 面接会開催	◇面接会を3回開催 ・参加者:延べ100人以上 ・紹介就職:20人以上	参加者数/就職者数 ◇PART1: 56人 5人 (9月14日) ◇PART2: 10人 1人 (12月14日) ◇PART3: (3月19日) 40人 2人

一体的実施事業による就職成功例

女性：30代・希望職種：不明（過去に調理、販売経験あり）・直近の雇用形態：パート（雇用期間約半年）
→ 失業して生活費に困窮するなか「福祉・就労連携コーナー」を訪れ、支援を開始

① 抱える課題

- ・ 13歳と3歳の子供がいるため就職活動がままならない
- ・ 子供の預け先がない
- ・ 希望職種はある程度の収入が得られるのであれば不問

② 支援内容・ポイント・経過

- ・ 職歴をみると調理補助や販売の仕事が候補となるが、それでも二人の子供を抱えて自立できるだけの収入を得られて、スキルアップによって収入の増加が見込まれる仕事を共に検討。資格が要らない看護補助を第一志望として仕事を探し、見つからなかった場合は、職業訓練でヘルパー2級を取得し、介護職に就くというプランを作成
- ・ 子供が小さいため、夜勤がなく、家から自転車で通える範囲の病院を選択、その中でもまずは病院内の託児施設があるところを受けることとした。
- ・ 近所の保育園に一時保育の申し込みを行い、週4日の保育を確保するとともに、認可外保育園の空き状況を把握しておき、いつでも預け先が確保できるようにした。

③ 結果

- ・ 看護助手として正社員採用（月収16万円）夜勤は免除してもらえた。
- ・ 病院内に託児施設はないが、系列病院内の託児所を使えることとなった。

○ ハローワークの担当者の所感

本人の第一希望としての仕事探しから、子供の保育の関係を支援することで、安定した就職が早期の再就職が実現できたと思う。

新宿区(東京都)の一体的実施

平成23年7月1日事業開始

別添 8

区役所庁舎内に「新宿就職サポートナビ」を開設し、区とハローワークによる生活保護受給者、住宅手当受給者等に対する一体的支援等を効果的・効率的に実施

区

福祉サービス、相談の実施等



国

職業紹介・職業相談の実施等

① 事業内容

- ・生活保護受給者、住宅手当受給者、児童扶養手当受給者に対する支援

② 協定・事業計画

- ・新宿区長と東京労働局長及び新宿公共職業安定所長の間で協定(*)を締結
- ・数値目標を盛り込んだ事業計画を新宿区と東京労働局及び新宿公共職業安定所の間で策定

* 協定の実施等について相互に要望することができ、出された要望には誠実に対応する旨を規定

③ 運営協議会

- ・新宿区職員、東京労働局職員、ハローワーク新宿職員をメンバーとする運営協議会を設置(新宿区長が会長)

福祉担当課が入居する庁舎に新宿就職サポートナビを設置。身近な区役所で、完全予約制・担当者制で国の職員が対応し、福祉から就労までの一体的支援等を実現。

(1) 実施体制

区

- ・生活福祉課・保護担当課 就労支援員 2名
- ・消費者支援等担当課 就労支援員 7名
- ・子ども家庭課 自立支援プログラム策定員 2名

国

- ・新宿公共職業安定所職員1名
- ・職業相談員4名(就職支援ナビゲーター等)を配置
- ・求人情報提供端末3台、職業紹介端末3台を配置

(2) 事業目標と取組状況(23年度)

	事業目標	取組状況(平成24年3月末時点)
就労支援	生活保護受給者等に対する就労支援を月間延べ280人(週延べ70人)実施する	7月 200人 (うちチーム支援48人) 8月 307人 (" 64人) 9月 273人 (" 41人) 10月 260人 (" 31人) 11月 247人 (" 35人) 12月 228人 (" 24人) 1月 181人 (" 18人) 2月 317人 (" 32人) 3月 477人 (" 31人) の就労支援を実施
就職率	就労支援の対象とし支援プランを策定した者の就職率 ・60%以上	支援プラン策定者数 313人 就職者数 191人(※) 就職率 61.0%(※)

※ 4月末時点の実績。支援プランを用いたチーム支援は、23年度に支援プランの対象となった利用者が年度を越えて継続して支援を受ける場合があるため、就職者数・就職率については確定値ではない。

一体的実施事業による就職成功例

女性：40歳 希望職種：清掃

○ 生活保護に至る過程

- ・夫の暴力（DV）により地元から子供と逃げてきたが、経済的に行き詰まり、生活保護申請。

① 抱える課題

- ・保護により生活可能となり、就労意欲が低い。

② 支援内容・ポイント・経過

- ・就労意欲が低下していたので、ケースワーカーと協力して前向きな気持ちになれる様支援を継続。
- ・就労の方向性につき十分に話し合い、ホテル内での清掃の仕事に絞った。
- ・紹介状を発行しても面接に行かない等あったが、個別相談を継続し、次第に就労意欲がでてきた。

③ 結果

- ・ホテルの清掃員として、パート採用
（月収10万円）※支援期間 3カ月

○ 就職支援ナビゲーターの所感

- ・当初は保護による安心感から就労意欲喚起に時間がかかったが、辛抱強い相談が就労に結びついた。

○ 本人のコメント

- ・就職でき、子供の気持ちも安定してきた。自治体とハローワークの支援に大変感謝している。

男性：50歳 希望職種：システムエンジニア

○ 生活保護に至る過程

- ・IT関係の会社に勤めていたが倒産。
年齢ギャップにより再就職に至らず生活保護申請。

① 抱える課題

- ・若年者中心のIT業界への再就職を諦めかけていた。

② 支援内容・ポイント・経過

- ・職務経歴書の見直しを行い、最新技術でも応用可能な経験を前面に、説得力のある職務経歴書を作成。
- ・本人の経験の延長線上にある求人に応募し、面接でも自信を持って対応可能な案件に絞り込んだ。
- ・当初は年齢が壁となったが、個別相談によりモチベーションを維持し、11件目の紹介で採用。

③ 結果

- ・システムエンジニアとして正社員採用
（月収35万円）※支援期間 2カ月

○ 就職支援ナビゲーターの所感

- ・応募書類を見直す過程で、自己の能力・実績を再認識でき、自信を持った就職活動が採用につながった。

○ 本人のコメント

- ・希望職種は半ば諦めていたが、ナビゲーターの励ましとご尽力で希望職種に復帰でき、大変幸せです。